



実を知つた日)から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
二 貸貸住宅管理業者である個人が死亡したときは、その相続人
二 貸貸住宅管理業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
三 貸貸住宅管理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
四 貸貸住宅管理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
五 貸貸住宅管理業者を廃止したとき 貸貸住宅管理業者であつた個人又は貸貸住宅管理業者であつた法人を代表する役員
六 貸貸住宅管理業者が前項各号のいずれかに該当したこととなつたときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。
<b>第二節 業務</b>
<b>(業務処理の原則)</b>
<b>第十一条</b> 貸貸住宅管理業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。 (名義貸しの禁止)
<b>第十二条</b> 貸貸住宅管理業者は、自己の名義をもつて、他人に貸貸住宅管理業を営ませてはならない。 (業務管理者の選任)
<b>第十三条</b> 貸貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、一人以上の第四項の規定に適合する者(以下「業務管理者」という。)を選任して、当該営業所又は事務所における業務に関し、管理受託契約(管理業務の委託を受けることを内容とする契約をいう。以下同じ。)の内容の明確性、管理業務として行う貸貸住宅の維持保全の実施方法の妥当性その他の貸貸住宅の入居者の居住の安定及び貸貸住宅の賃貸に係る事業の円滑な実施を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。
2 貸貸住宅管理業者は、その當業所若しくは事務所の業務管理者として選任した者の全てが第六条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに業務管理者を選任するまでの間は、その當業所又は事務所において管理受託を締結してはならない。
<b>第十五条</b> 貸貸住宅管理業者は、委託者から委託を受けた管理業務の全部を他の者に対し、再委託してはならない。
<b>第二節 業務</b>
<b>(業務受託契約の締結前の書面の交付)</b>
<b>第十三条</b> 貸貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結しようとするときは、管理業務を委託しようとする貸貸住宅の貸貸人(貸貸住宅管理業者である者その他の管理業務に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として国土交通省令で定めるものを除く。)に対し、当該管理受託契約を締結するまでに、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。
2 貸貸住宅管理業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、管理業務を委託しようとする貸貸住宅の貸貸人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。第三十条第二項において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該貸貸住宅管理業者は、当該書面を交付したものとみなす。
<b>(管理受託契約の締結時の書面の交付)</b>
<b>第十四条</b> 貸貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結したときは、管理業務を委託する貸貸住宅の貸貸人(以下「委託者」という。)に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
一 管理業務の対象となる貸貸住宅 二 管理業務の実施方法 三 契約期間に関する事項 四 報酬に関する事項 五 契約の更新又は解除に関する定めがあるときは、その内容
六 その他国土交通省令で定める事項
<b>第十五条</b> 貸貸住宅管理業者は、前項の規定による書面の交付について準用する。
<b>(管理業務の再委託の禁止)</b>
2 貸貸住宅管理業者は、委託者から委託を受けた管理業務の全部を他の者に対し、再委託してはならない。
<b>第三節 監督</b>
<b>(業務改善命令)</b>
<b>第十六条</b> 貸貸住宅管理業者は、管理受託契約に基づく管理業務(第二条第二項第二号に掲げる管理業務の當業所又は事務所における業務)に必要な知識及び能力を有する者として貸貸住宅管理業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備えるものでなければならない。(管理受託契約の締結前の書面の交付)
<b>第十七条</b> 貸貸住宅管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用者その他の従業者に、その従業者であることを利用して受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭を整然と管理する方法として国土交通省令で定めた方法により、自己の固有財産及び他の管理受託契約に基づく管理業務において受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭と分別して管理しなければならない。
<b>(証明書の携帯等)</b>
<b>第十八条</b> 貸貸住宅管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行つに際し、委託者その他の関係者から請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。
<b>(帳簿の備付け等)</b>
<b>第十九条</b> 貸貸住宅管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行つに際し、委託者ごとに管理受託契約について契約年月日その他の国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
<b>(標識の掲示)</b>
<b>第二十条</b> 貸貸住宅管理業者は、管理業務の実施状況その他の国土交通省令で定める事項について、国土交通省令で定めるところにより、定期的に委託者への定期報告を行う。
<b>(秘密を守る義務)</b>
2 貸貸住宅管理業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。貸貸住宅管理業を営まなくなつた後においても、同様とする。
<b>第二十一条</b> 貸貸住宅管理業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことは、その内容
<b>第二十二条</b> 国土交通大臣は、貸貸住宅管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、貸貸住宅管理業者に対する監督を実施する。
<b>第三節 監督</b>
<b>(業務改善命令)</b>
<b>第二十三条</b> 国土交通大臣は、貸貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第六条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。
三 その當む貸貸住宅管理業に関し法令又は前条若しくはこの項の規定による命令に違反したとき。
2 国土交通大臣は、貸貸住宅管理業者が登録を受けてから一年以内に業務を開始せず、又は引き続き一年以上業務を行つてないと認めるとときは、その登録を取り消すことができる。
3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による処分をした場合について準用する。
<b>(登録の抹消)</b>
<b>第二十四条</b> 国土交通大臣は、第三条第二項若しくは第九条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。
<b>(監督処分等の公告)</b>
<b>第二十五条</b> 国土交通大臣は、第二十三条规定又は第二項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
<b>(報告微収及び立入検査)</b>
<b>第二十六条</b> 国土交通大臣は、貸貸住宅管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、貸貸住宅管理業者に対する監督を実施する。
2 貸貸住宅管理業者に対する監督を実施する。
3 住宅管理業者の代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。



- 三 第十一条の規定に違反して、他人に賃貸住宅管理業を営ませたとき。
- 第四十二条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は六ヶ月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第二十三条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第二十九条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げたとき。
- 三 第三十四条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十一条第一項若しくは第三十一条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき、又は第三十条第二項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する方法により提供する場合において、第三十条第二項に規定する事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 五 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 六 第十二条第一項の規定に違反して、業務管理者を選任しなかったとき。
- 三 第十二条第二項の規定に違反して、管理受託契約を締結したとき。
- 四 第十四条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき、又は同条第二項に規定する方法により提供する場合において、同項に規定する事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。
- 五 第十八条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

- 七 第二十二条第一項又は第二項の規定に違反して、秘密を漏らしたとき。
- 八 第二十二条の規定による命令に違反したとき。**
- 九 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁をしたとき。
- 十 第二十八条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。
- 十一 第三十二条の規定に違反して書類を備え置かず、若しくは特定賃貸借契約の相手方若しくは相手方となるうとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは特定賃貸借契約の相手方若しくは相手方となるうとする者に閲覧させたとき。
- 十二 第三十三条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 十三 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 十四 第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条から前条まで（同条第七号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。
- 十五 第四十六条 第九条第一項の規定による届出をして各本条の罰金刑を科する。
- 十六 第二十三条第一項中「その登録を取り消し」とあるのは、「賃貸住宅管理業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 十七 第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十三条第一項の規定により賃貸住宅管理業の全部の廃止を命じられた場合におけるこの法律の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第二十三条第一項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録の取消しの日とみなす。
- 十八 第二十三条第一項の規定は、附則第一条第二号に定めるものほか、この法律の施行に関する規定の施行前に締結された特定賃貸借契約については、適用しない。
- 十九 第二十三条第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に締結された特定賃貸借契約については、適用しない。

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第四条の規定 公布の日
- 二 第一章、第三章、第四章、第四十二条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十条、第三十三条、第四十四条（第十号から第十三号までに係る部分に限る。）及び第四十五条並びに（政令への委任）
- 三 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁をしたとき。
- 四 第二十八条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。
- 五 第二十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反して、秘密を漏らしたとき。
- 六 第二十二条の規定による命令に違反したとき。
- 七 第二十二条第一項又は第二項の規定に違反して、秘密を漏らしたとき。
- 八 第二十二条の規定による命令に違反したとき。
- 九 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁をしたとき。
- 十 第二十八条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。
- 十一 第三十二条の規定に違反して書類を備え置かず、若しくは特定賃貸借契約の相手方若しくは相手方となるうとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは特定賃貸借契約の相手方若しくは相手方となるうとする者に閲覧させたとき。
- 十二 第三十三条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 十三 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 十四 第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条から前条まで（同条第七号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。
- 十五 第四十六条 第九条第一項の規定による登録の取消しの日とみなす。
- 十六 第二十三条第一項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録の取消しの日とみなす。
- 十七 第二十三条第一項の規定は、附則第一条第二号に定めるものほか、この法律の施行前に締結された特定賃貸借契約については、適用しない。
- 十八 第二十三条第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に締結された特定賃貸借契約については、適用しない。

附則第三条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則第三条（経過措置）

この法律の施行の際現に賃貸住宅管理業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して一年間（当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第二十三条第一項の規定により登録又は登録の拒否の処分があつたとき）

附則第三条（検討）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

- 二 第二章、第三章、第四章、第四十二条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十条、第三十三条、第四十四条（第十号から第十三号までに係る部分に限る。）及び第四十五条並びに（政令への委任）
- 三 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁をしたとき。
- 四 第二十八条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。
- 五 第二十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反して、秘密を漏らしたとき。
- 六 第二十二条の規定による命令に違反したとき。
- 七 第二十二条第一項又は第二項の規定に違反して、秘密を漏らしたとき。
- 八 第二十二条の規定による命令に違反したとき。
- 九 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁をしたとき。
- 十 第二十八条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。
- 十一 第三十二条の規定に違反して書類を備え置かず、若しくは特定賃貸借契約の相手方若しくは相手方となるうとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは特定賃貸借契約の相手方若しくは相手方となるうとする者に閲覧させたとき。
- 十二 第三十三条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 十三 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 十四 第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条から前条まで（同条第七号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。
- 十五 第四十六条 第九条第一項の規定による登録の取消しの日とみなす。
- 十六 第二十三条第一項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録の取消しの日とみなす。
- 十七 第二十三条第一項の規定は、附則第一条第二号に定めるものほか、この法律の施行前に締結された特定賃貸借契約については、適用しない。
- 十八 第二十三条第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に締結された特定賃貸借契約については、適用しない。